

別記様式第2号（第2条関係）

（表）

	第 年 月 日 号 発行
身 分 証 明 書	
官職名及び氏名	
年 月 日 生	
写 真	<p>上記の者は、食品表示法第9条第1項の規定による立入検査及び質問をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長 印</p>

（裏）

食品表示法（抄）
<p>（立入検査等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>4 前3項の規定による立入検査、質問又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（センターによる立入検査等）</p> <p>第9条 農林水産大臣は、前条第2項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせるときは、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>5 第1項の規定による立入検査又は質問については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8より大きい。